

津市公告第45号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年4月1日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和6年度當教施補第40号  
津市立豊が丘小学校長寿命化改修工事
- (2) 工事場所 津市豊が丘二丁目地内
- (3) 工事概要 改修  
(防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、  
躯体改修、給水設備)  
増築  
昇降機棟 鉄骨造3階建 延面積44m<sup>2</sup>  
外構  
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して230日間
- (5) 予定価格 204,687,000円（税抜き）

## 2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。  
以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について

て入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での工事の完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

### 3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで
- (2) 配付場所
  - ・津市ホームページの「入札・契約」からダウンロード
  - ・津市総務部調達契約課工事契約担当（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

### 4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
  - ア 提出期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、令和7年4月25日（金）までに文書で通知します。

## 5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧期間 令和7年4月1日（火）から同年5月16日（金）まで

(2) 閲覧場所 • 津市ホームページの「入札・契約」

• 津市総務部調達契約課工事契約担当（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

## 6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月10日（木）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月15日（火）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月17日（木）正午までに指定の質問書により

FAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月23日（水）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

## 7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

### (1) 入札書の郵送期間

入札参加資格の適格通知書受領の日から令和7年5月16日（金）までに必着

### (2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

## 8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年5月20日（火）午前9時50分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

## 9 入札保証金

入札保証金は免除します。

## 10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

## 11 開札の立会

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡します。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

## 13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

## 14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

## 15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

## 16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。  
なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所に封印をしてください。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。  
なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

(8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

(10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(11) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第46号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年4月1日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和6年度宮教施補第41号  
津市立東觀中学校長寿命化改修工事
- (2) 工事場所 津市安濃町東觀音寺地内
- (3) 工事概要 改修  
(防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、  
躯体改修、受変電設備)  
増築  
昇降機棟 鉄骨造3階建 延面積63m<sup>2</sup>  
外構  
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して230日間
- (5) 予定価格 197,300,000円（税抜き）

## 2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。  
以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について

て入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での工事の完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

### 3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで
- (2) 配付場所
  - ・津市ホームページの「入札・契約」からダウンロード
  - ・津市総務部調達契約課工事契約担当（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

### 4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
  - ア 提出期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、令和7年4月25日（金）までに文書で通知します。

## 5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧期間 令和7年4月1日（火）から同年5月16日（金）まで

(2) 閲覧場所 • 津市ホームページの「入札・契約」

• 津市総務部調達契約課工事契約担当（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

## 6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月10日（木）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月15日（火）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月17日（木）正午までに指定の質問書により

FAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月23日（水）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

## 7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

### (1) 入札書の郵送期間

入札参加資格の適格通知書受領の日から令和7年5月16日（金）までに必着

### (2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

## 8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年5月20日（火）午前10時10分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

## 9 入札保証金

入札保証金は免除します。

## 10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

## 11 開札の立会

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡します。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

## 13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

## 14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

## 15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

## 16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。  
なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所に封印をしてください。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。  
なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

(8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

(10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てるることはできません。

(11) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第47号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年4月1日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和6年度営教施補第42号  
津市立栗真小学校長寿命化改修工事
- (2) 工事場所 津市栗真中山町地内
- (3) 工事概要 改修  
(防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、  
躯体改修、受変電設備)
- 増築  
昇降機棟 鉄骨造3階建 延面積83m<sup>2</sup>
- 外構  
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して230日間
- (5) 予定価格 186,097,000円（税抜き）

## 2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。  
以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について

て入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での工事の完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

### 3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで
- (2) 配付場所
  - ・津市ホームページの「入札・契約」からダウンロード
  - ・津市総務部調達契約課工事契約担当（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

### 4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
  - ア 提出期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書
- ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、令和7年4月25日（金）までに文書で通知します。

## 5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧期間 令和7年4月1日（火）から同年5月16日（金）まで
- (2) 閲覧場所
  - ・津市ホームページの「入札・契約」
  - ・津市総務部調達契約課工事契約担当（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

## 6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月10日（木）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月15日（火）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月17日（木）正午までに指定の質問書により

FAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月23日（水）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

## 7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

### (1) 入札書の郵送期間

入札参加資格の適格通知書受領の日から令和7年5月16日（金）までに必着

### (2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

## 8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年5月20日（火）午前10時30分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

## 9 入札保証金

入札保証金は免除します。

## 10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

## 11 開札の立会

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡します。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

## 13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

## 14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

## 15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

## 16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。  
なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所に封印をしてください。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。  
なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

(8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

(10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(11) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第48号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年4月1日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和6年度宮教施補第43号  
津市立西郊中学校昇降機棟増築その他工事
- (2) 工事場所 津市一色町地内
- (3) 工事概要 増築  
昇降機棟 鉄骨造4階建 延面積107m<sup>2</sup>  
改修  
(防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、  
躯体改修、給水設備)
- 外構  
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して210日間
- (5) 予定価格 137,507,000円（税抜き）

## 2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。  
以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について

て入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での工事の完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

### 3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで
- (2) 配付場所
  - ・津市ホームページの「入札・契約」からダウンロード
  - ・津市総務部調達契約課工事契約担当（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

### 4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
  - ア 提出期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書
- ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、令和7年4月25日（金）までに文書で通知します。

## 5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧期間 令和7年4月1日（火）から同年5月16日（金）まで
- (2) 閲覧場所
  - ・津市ホームページの「入札・契約」
  - ・津市総務部調達契約課工事契約担当（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

## 6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月10日（木）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月15日（火）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月17日（木）正午までに指定の質問書により

FAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月23日（水）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

## 7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

### (1) 入札書の郵送期間

入札参加資格の適格通知書受領の日から令和7年5月16日（金）までに必着

### (2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

## 8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年5月20日（火）午前10時50分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

## 9 入札保証金

入札保証金は免除します。

## 10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

## 11 開札の立会

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡します。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

## 13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

## 14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

## 15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

## 16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。  
なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所に封印をしてください。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。  
なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

(8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

(10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(11) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第49号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年4月1日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度宮ス振第1号  
津市芸濃総合文化センター内アリーナ等空調設備設置に伴う  
電気設備改修工事
- (2) 工事場所 津市芸濃町椋本地内
- (3) 工事概要 受変電設備取替  
キュービクル 1基  
発電機取替  
非常用自家発電機 1台  
※上記に係る電気設備工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して255日間
- (5) 予定価格 246,493,000円（税抜き）

## 2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者

を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において電気工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（電気工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 電気工事に係る格付区分がA1の者
- (9) 本件工事に、電気工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

### 3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで
- (2) 配付場所
  - ・津市ホームページの「入札・契約」からダウンロード
  - ・津市総務部調達契約課工事契約担当（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

### 4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
  - ア 提出期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
  - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

## (2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 電気工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書
- ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、令和7年4月25日（金）までに文書で通知します。

## 5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧期間 令和7年4月1日（火）から同年5月16日（金）まで
- (2) 閲覧場所
  - ・津市ホームページの「入札・契約」
  - ・津市総務部調達契約課工事契約担当（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

## 6 工事の質疑等

### (1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月10日（木）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月15日（火）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

### (2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月17日（木）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に

提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月23日（水）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

## 7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

### (1) 入札書の郵送期間

入札参加資格の適格通知書受領の日から令和7年5月16日（金）までに必着

### (2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

## 8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年5月20日（火）午後1時30分から
- (2) 場所 津市本庁舎7階入札室

## 9 入札保証金

入札保証金は免除します。

## 10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

## 11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

## 13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

## 14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

## 15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

## 16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日(開札日)、入札者の所在地、商号(名称)、代表者氏名、印(使用印鑑届に押印された印)、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所に封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年津市条例第53号)に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができな

いときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

(10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(11) 本件は週休2日モデル工事（発注者指定型）試行案件です。

週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。

週休2日モデル工事に係る経費の計上等に注意してください。

(12) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第50号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年4月1日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度宮ス振第2号  
津市芸濃総合文化センター内アリーナ等空調設備設置工事
- (2) 工事場所 津市芸濃町椋本地内
- (3) 工事概要 空調設備設置  
空冷ヒートポンプ式ビル用マルチエアコン(GHP)10組  
室内機 28台
- ※上記に係る機械設備工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して255日間
- (5) 予定価格 167,317,000円(税抜き)

## 2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において管工事を希望業種として登載され

ている者

- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（管工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 管工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、管工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点での完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

### 3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで
- (2) 配付場所
  - ・津市ホームページの「入札・契約」からダウンロード
  - ・津市総務部調達契約課工事契約担当（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

### 4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
  - ア 提出期間 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
  - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (2) 提出書類
  - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

- イ 管工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書
- ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、令和7年4月25日（金）までに文書で通知します。

## 5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧期間 令和7年4月1日（火）から同年5月16日（金）まで
- (2) 閲覧場所
  - ・津市ホームページの「入札・契約」
  - ・津市総務部調達契約課工事契約担当（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

## 6 工事の質疑等

### (1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月10日（木）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月15日（火）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

### (2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年4月17日（木）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年4月23日（水）までに津市ホームページの「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

## 7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

### (1) 入札書の郵送期間

入札参加資格の適格通知書受領の日から令和7年5月16日（金）までに必着

### (2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達  
契約課宛

## 8 開札の日時及び場所

### (1) 日時 令和7年5月20日（火）午後1時50分から

### (2) 場所 津市本庁舎7階入札室

## 9 入札保証金

入札保証金は免除します。

## 10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

## 11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

### 13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

### 14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加

者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

## 15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

## 16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所に封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することができます。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他

入札に係る一切の費用は補償しません。

- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (11) 本件は週休2日モデル工事（発注者指定型）試行案件です。  
週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。  
週休2日モデル工事に係る経費の計上等に注意してください。
- (12) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。  
労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当  
電話番号 059-229-3122  
FAX 059-229-3333

津市公告第 51 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、下記のとおり公告します。

令和 7 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 A 類予防接種の種類及び対象者

| 種類                                  | 対象者   |   |
|-------------------------------------|---|---|
| ロタウイルス感染症                           | 生後 6 週に至った日の翌日から、生後 32 週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者（腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者を除きます。） |   |
| 急性灰白髄炎（ポリオ）                         | 生後 2 月から 90 月に至るまでの間にある者  |   |
| ジフテリア、百日せき、<br>破傷風、急性灰白髄炎<br>及びヒブ混合 | 生後 2 月から 90 月に至るまでの間にある者  |   |
| ジフテリア、百日せき、<br>破傷風及び急性灰白髄炎混合        | 生後 2 月から 90 月に至るまでの間にある者  |   |
| ジフテリア、百日せき<br>及び破傷風混合               | 生後 2 月から 90 月に至るまでの間にある者  |   |
| ジフテリア及び破傷風<br>混合                    | 生後 3 月から 90 月に至るまでの間にある者及び 11 歳以上 13 歳未満の者  |   |
| 麻しん及び風<br>しん混合                      | 第 1 期   | 生後 12 月から 24 月に至るまでの間にある者                       |
|                                     | 第 2 期   | 5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日 |

|                |     |   |
|----------------|-----|---|
|                |     | の前日までの間にある者   |
| 麻しん            | 第1期 | 生後12月から24月に至るまでの間にある者   |
|                | 第2期 | 5歳以上7歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者   |
| 風しん            | 第1期 | 生後12月から24月に至るまでの間にある者   |
|                | 第2期 | 5歳以上7歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者   |
|                | 第5期 | 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、当該風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がないことが判明した者   |
| 日本脳炎           |     | 生後6月から90月に至るまでの間にある者及び9歳以上13歳未満の者並びに平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者で、9歳以上13歳未満のもの及び平成7年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた者で、20歳未満の者 |
| 結核             |     | 1歳に至るまでの間にある者   |
| Hib感染症         |     | 生後2月から60月に至るまでの間にある者  |
| 小児の肺炎球菌感染症     |     | 生後2月から60月に至るまでの間にある者  |
| B型肝炎           |     | 1歳に至るまでの間にある者（HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染するおそれのある者であって、抗HBs人免疫プログリーンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者を除きます。）          |
| ヒトパピローマウイルス感染症 |     | 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子及び平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子   |

|    |                                 |
|----|---------------------------------|
| 水痘 | 生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にあ<br>る者 |
|----|---------------------------------|

- 2 A類予防接種の実施期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 A類予防接種の実施場所  
別表「津市 A類予防接種実施医療機関一覧表」のとおり
- 4 A類予防接種を受けるに当たって注意すべき事項  
予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とします。
- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
  - (2) 明らかな発熱を呈している者
  - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者
  - (6) 結核に係る予防接種の対象者にあっては、結核その他の疾患の予防接種外傷等によるケロイドの認められる者
- 5 麻しん及び風しんの定期の予防接種対象者（第 1 期、第 2 期及び第 5 期に該当する者）でワクチンの偏在等を理由に期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱いとして、接種期間を令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで延長
- 6 B類予防接種の種類及び対象者

| 種類      | 対象者   |
|---------|---|
| インフルエンザ | 65 歳以上の者<br>60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障がいを有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者 |
| 高齢者肺炎球菌 | 65 歳の者<br>60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は   |

|              |  |
|--------------|--|
|              | 呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障がいを有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者   |
| 新型コロナウイルス感染症 | 65歳以上の者<br>60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障がいを有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者                    |
| 帯状疱疹         | 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者及び100歳を超える者<br>60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者 |

本人が接種を希望していることが明確に認められる場合に限ります。

対象者の意思が確認できない場合は、接種を受けることはできません。

## 7 B類予防接種の実施期間

### (1) 高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス感染症

令和7年10月15日から令和8年1月31日まで（予定）

### (2) 高齢者肺炎球菌、帯状疱疹

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 8 B類予防接種の実施場所

別表「津市B類予防接種実施医療機関一覧表」のとおり

## 9 B類予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とします。

### (1) 明らかな発熱を呈している者

### (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

### (3) 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

### (4) 以前にインフルエンザ予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱及び全

身性発疹等の反応があった者

(5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 津市A類予防接種実施医療機関一覧表

(順不同・令和7年4月1日現在)

| 医療機関名         | 住 所                  | 電話番号         |
|---------------|----------------------|--------------|
| 赤塚クリニック       | 津市芸濃町椋本890番地1        | 265-2511     |
| 飛鳥メディカルクリニック  | 津市乙部5番3号             | 213-7615     |
| 熱田小児科クリニック    | 津市大倉11番15号           | 225-7100     |
| あのつクリニック      | 津市一身田上津部田1817番地      | 233-6700     |
| あらき内科クリニック    | 津市半田202番地5           | 229-7227     |
| 伊勢谷医院         | 津市安濃町川西51番地5         | 268-2023     |
| いとう内科胃腸科      | 津市丸之内17番14号          | 223-1122     |
| 稻上耳鼻咽喉科・気管食道科 | 津市河芸町東千里111番地1       | 244-2222     |
| 岩尾こどもクリニック    | 津市河芸町杜の街一丁目1番地5      | 245-1155     |
| 上島小児科         | 津市新町二丁目7番28号         | 226-8282     |
| 上村医院          | 津市雲出本郷町1222番地        | 234-2897     |
| うめもとこどもクリニック  | 津市栄町一丁目857番地1        | 222-2332     |
| 大西内科ハートクリニック  | 津市半田3431番地5          | 225-2597     |
| 大橋クリニック       | 津市桜橋三丁目61番地4         | 246-1000     |
| 奥田医院          | 津市半田1481番地2          | 225-6488     |
| おくだ内科クリニック    | 津市上浜町五丁目57番地         | 221-3000     |
| 加藤医院          | 津市藤方1590番地1          | 221-5001     |
| 金丸産婦人科        | 津市観音寺町799番地7 TTCビル1F | 229-5722     |
| かわいクリニック      | 津市河芸町浜田688番地1        | 245-5900     |
| 川浪内科          | 津市八町二丁目15番9号         | 223-3211     |
| 河村クリニック       | 津市津興2911番地2          | 221-6711     |
| 草川医院          | 津市大里窪田町1735番地1       | 232-2210     |
| 上津台小児科クリニック   | 津市一身田上津部田1504番地16    | 231-2121     |
| 駒田医院          | 津市芸濃町林190番地2         | 265-2016     |
| 坂口医院          | 津市垂水1889番地30         | 228-2262     |
| 坂倉内科医院        | 津市幸町4番6号             | 226-7770     |
| 坂の上クリニック      | 津市藤方154番地1           | 238-5566     |
| 白塚いけだクリニック    | 津市白塚町2080番地1         | 236-6006     |
| セントローズクリニック   | 津市新町一丁目5番16号         | 221-5555     |
| 高茶屋診療所        | 津市高茶屋五丁目11番48号       | 234-5384     |
| 高野尾クリニック      | 津市高野尾町1890番地76       | 230-3738     |
| たかはし内科        | 津市西丸之内38番11号         | 221-1000     |
| 武内病院          | 津市一色町215番地1          | 226-1111     |
| たなか内科         | 津市観音寺町446番地77        | 224-7711     |
| つおき高橋クリニック    | 津市三重町津興433番地87       | 246-7771     |
| 津生協病院         | 津市寿町16番地41           | 0570-022-848 |
| 津ファミリークリニック   | 津市押加部町16番46号         | 273-5000     |

|                       |                       |          |
|-----------------------|-----------------------|----------|
| 内科MYクリニック             | 津市片田新町21番地1           | 237-2000 |
| なかせ内科胃腸科              | 津市一身田上津部田476番地1       | 233-6611 |
| 中村整形外科皮フ科             | 津市半田206番地1            | 269-5515 |
| 中森内科                  | 津市観音寺町799番地7 TTCビル 2F | 229-5725 |
| 西山産婦人科                | 津市栄町四丁目72番地           | 229-1200 |
| はやかわこどもクリニック          | 津市一身田上津部田1817番地       | 233-6600 |
| 二神クリニック               | 津市高野尾町4956番地27        | 230-2221 |
| 前川内科                  | 津市垂水1425番地            | 221-3700 |
| まきのクリニック              | 津市美里町足坂165番地2         | 279-5111 |
| 増井内科                  | 津市長岡町800番地501         | 226-8555 |
| まだクリニック               | 津市河芸町東千里259番地1        | 244-2515 |
| 丸の内在宅クリニック            | 津市西丸之内5番9号            | 271-7710 |
| みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック | 津市高茶屋小森町向山1717番地4     | 269-6187 |
| 三重津駅前つじうら胃腸肛門内視鏡クリニック | 津市羽所町345番地 第一ビル2F     | 264-7775 |
| 三重病院                  | 津市大里窪田町357番地          | 232-2531 |
| 水谷ヒフ科内科クリニック          | 津市安東町396番地4           | 223-4645 |
| 緑の街医院                 | 津市長岡町3018番地3          | 213-5111 |
| ヤナセクリニック              | 津市乙部5番3号              | 227-5585 |
| やまかみ内科クリニック           | 津市河芸町中別保314番地1        | 245-0024 |
| やまぐちクリニック             | 津市垂水2797番地1           | 224-7777 |
| やまもと総合診療クリニック         | 津市丸之内21番20号           | 253-6311 |
| ゆうあいクリニック             | 津市雲出本郷町131番地83        | 234-3344 |
| ゆり形成内科整形              | 津市柳山津興3306番地          | 221-0500 |
| 吉田クリニック               | 津市栗真中山町79番地5          | 232-3001 |
| レディースクリニックNORIKO      | 津市納所町686番地1           | 225-2235 |
| いぐち内科・消化器内科クリニック      | 津市久居新町2115番地8         | 255-1241 |
| いこか内科                 | 津市城山1丁目17番17号         | 253-7078 |
| いのもと医院                | 津市白山町南家城889番地5        | 262-3175 |
| 上野内科                  | 津市庄田町2090番地           | 254-0300 |
| きのこどもクリニック            | 津市久居藤ヶ丘町2598番地3       | 254-0707 |
| コスモスクリニック             | 津市一志町小山1434番地2        | 295-0005 |
| こやま内科消化器科             | 津市久居新町3006番地ポルタひさい2F  | 254-0001 |
| 清水レディースクリニック          | 津市久居新町3006番地ポルタひさい1F  | 254-3500 |
| 白山内科                  | 津市久居明神町2600番地         | 255-1200 |
| 田中内科                  | 津市久居新町867番地2          | 256-0700 |
| 津市家庭医療クリニック           | 津市美杉町奥津929番地          | 274-0066 |
| 津市国民健康保険竹原診療所         | 津市美杉町竹原2777番地         | 262-3076 |
| 津城山さとうクリニック           | 津市久居小野辺町1130番地7       | 271-7077 |
| 刀根クリニック               | 津市香良洲町1875番地1         | 292-7007 |

|               |                 |          |
|---------------|-----------------|----------|
| にしい耳鼻咽喉科クリニック | 津市久居北口町570番地7   | 272-4187 |
| にしかわ小児科       | 津市久居新町612番地5    | 256-3500 |
| 西出医院          | 津市久居野村町600番地21  | 255-1115 |
| のむら小児科        | 津市久居井戸山町45番地5   | 254-1234 |
| まつしまクリニック     | 津市久居小野辺町1763番地5 | 255-8600 |
| 三重県立一志病院      | 津市白山町南家城616番地   | 262-0600 |
| 三重大学医学部附属病院   | 津市江戸橋二丁目174番地   | 232-1111 |
| 三重中央医療センター    | 津市久居明神町2158番地5  | 259-1211 |
| 三重レディースクリニック  | 津市久居野村町366番地1   | 256-4141 |
| やましろ小児科       | 津市久居中町254番地11   | 256-8855 |
| 山本クリニック       | 津市白山町川口49番地1    | 262-5175 |

## 津市B類予防接種実施医療機関一覧表

(順不同・令和6年4月1日現在)

| 医療機関名                | 住 所                 | 電話番号     |
|----------------------|---------------------|----------|
| 赤塚クリニック              | 津市芸濃町椋本890番地1       | 265-2511 |
| アザレアクリニック            | 津市丸之内17番8号 東丸之内ビル2F | 253-4258 |
| 飛鳥メディカルクリニック         | 津市乙部5番3号            | 213-7615 |
| 熱田小児科クリニック           | 津市大倉11番15号          | 225-7100 |
| 介護老人保健施設あのう          | 津市安濃町東觀音寺353番地      | 267-1800 |
| 安濃中央クリニック            | 津市安濃町川西332番地        | 268-4141 |
| あのつクリニック             | 津市一身田上津部田1817番地     | 233-6700 |
| あめさら耳鼻咽喉科            | 津市觀音寺町799番地7        | 213-1200 |
| 荒木医院                 | 津市安濃町安濃1366         | 268-2351 |
| あらき内科クリニック           | 津市半田202番地5          | 229-7227 |
| いこか内科                | 津市城山1丁目17番17号       | 253-7078 |
| 伊勢谷医院                | 津市安濃町川西51番地5        | 268-2023 |
| イタミ内科・整形外科           | 津市本町8番16号           | 225-1980 |
| いとう内科胃腸科             | 津市丸之内17番14号         | 223-1122 |
| 稻上耳鼻咽喉科・気管食道科        | 津市河芸町東千里111番地1      | 244-2222 |
| 岩尾こどもクリニック           | 津市河芸町杜の街一丁目1番地5     | 245-1155 |
| 岩崎病院                 | 津市一身田町333番地         | 232-2216 |
| 上島小児科                | 津市新町二丁目7番28号        | 226-8282 |
| 上村医院                 | 津市雲出本郷町1222番地       | 234-2897 |
| 植村整形外科               | 津市藤方2566番地          | 225-1878 |
| うめもとこどもクリニック         | 津市栄町一丁目857番地1       | 222-2332 |
| 海野整形外科               | 津市安濃町栗加2212番地       | 267-1211 |
| 大川耳鼻咽喉科              | 津市中央18番8号           | 228-2816 |
| おおにし呼吸器・糖尿病内科呼春の森診療所 | 津市一身田上津部田1581番地1    | 233-0024 |
| 大西内科ハートクリニック         | 津市半田3431番地5         | 225-2597 |
| 大橋クリニック              | 津市桜橋三丁目61番地4        | 246-1000 |
| おがわ脳神経外科クリニック        | 津市一身田上津部田1414番地1    | 221-0234 |
| 奥田医院                 | 津市半田1481番地2         | 225-6488 |
| おくだ内科クリニック           | 津市上浜町五丁目57番地        | 221-3000 |
| カサデマドレクリニック          | 津市安濃町戸島569番地8       | 271-5618 |
| 加藤医院                 | 津市藤方1590番地1         | 221-5001 |
| かわいクリニック             | 津市河芸町浜田688番地1       | 245-5900 |
| 川浪内科                 | 津市八町二丁目15番9号        | 223-3211 |
| 河村クリニック              | 津市津興2911番地2         | 221-6711 |
| 草川医院                 | 津市大里窪田町1735番地1      | 232-2210 |
| 倉本内科病院               | 津市下弁財町津興3040番地      | 227-6712 |

|                              |                 |          |
|------------------------------|-----------------|----------|
| KKC健康スクエア ウエルネス三重<br>健診クリニック | 津市あのつ台4丁目1番3    | 253-7426 |
| 黒川医院                         | 津市安濃町栗加211番地    | 268-2352 |
| 幸和病院 介護医療院                   | 津市一身田町767番地     | 231-6001 |
| 小西ヒフ科医院                      | 津市栄町二丁目457番地    | 228-5498 |
| 駒田医院                         | 津市芸濃町林190番地2    | 265-2016 |
| さいとう内科                       | 津市新東町塔世23番地     | 223-0313 |
| 坂口医院                         | 津市垂水1889番地30    | 228-2262 |
| 坂倉内科医院                       | 津市幸町4番6号        | 226-7770 |
| 坂の上クリニック                     | 津市藤方154番地1      | 238-5566 |
| さの整形外科クリニック                  | 津市観音寺町445番地13   | 228-9100 |
| しおりの里クリニック                   | 津市野田2033番地1     | 239-1313 |
| しのぎ耳鼻咽喉科クリニック                | 津市大園町10番49号     | 213-8741 |
| 白塚いけだクリニック                   | 津市白塚町2080番地1    | 236-6006 |
| 白塚診療所                        | 津市白塚町3568番地4    | 232-0749 |
| 新町整形外科診療所                    | 津市大園町4番29号      | 222-5111 |
| 整形外科たかしクリニック                 | 津市一身田上津部田1817番地 | 233-6800 |
| 世古口消化器内科なぎさまち診療所             | 津市海岸町4番10号      | 226-3030 |
| セントローズクリニック                  | 津市新町一丁目5番16号    | 221-5555 |
| 曾野医院                         | 津市西丸之内22番19号    | 225-3432 |
| 第二岩崎病院                       | 津市一身田町387番地     | 232-2316 |
| 大門病院                         | 津市大門1番3号        | 226-5525 |
| タカオカクリニック                    | 津市河辺町3041番地6    | 253-3131 |
| 高茶屋クリニック                     | 津市高茶屋小森上野町733番地 | 235-5300 |
| 社会福祉法人高田福祉事業協会附<br>属診療所      | 津市大里野田町1124番地1  | 230-7814 |
| 高茶屋診療所                       | 津市高茶屋五丁目11番48号  | 234-5384 |
| 高野尾クリニック                     | 津市高野尾町1890番地76  | 230-3738 |
| たかはし耳鼻咽喉科                    | 津市藤方146番地1      | 235-3387 |
| たかはし内科                       | 津市西丸之内38番11号    | 221-1000 |
| 武内病院                         | 津市一色町215番地1     | 226-1111 |
| たなか内科                        | 津市観音寺町446番地77   | 224-7711 |
| たにクリニック                      | 津市河辺町3547番地1    | 213-5005 |
| 千里クリニック                      | 津市河芸町東千里6番地1    | 245-6111 |
| つおき高橋クリニック                   | 津市三重町津興433番地87  | 246-7771 |
| 津 痛みのクリニック                   | 津市久居明神町2070番2   | 271-7170 |
| 津かじわらクリニック                   | 津市鳥居町278番地6     | 221-2121 |
| 津北整形外科                       | 津市栗真中山町248番地1   | 236-2588 |
| 津ごとう整形外科クリニック                | 津市河芸町東千里110番地1  | 269-5510 |
| 津在宅ケア診療所                     | 津市大谷町255番地      | 224-1661 |
| 津さくらばしクリニック                  | 津市桜橋三丁目446番地20  | 271-9271 |

|                   |                       |              |
|-------------------|-----------------------|--------------|
| つじい整形外科・手の外科クリニック | 津市一身田町485番地1          | 236-6677     |
| 辻内科               | 津市栄町二丁目348番地          | 227-4918     |
| 津城山さとうクリニック       | 津市久居小野辺町1130番地7       | 271-7077     |
| 津腎クリニック           | 津市北丸之内92番地            | 226-1174     |
| 津生協病院             | 津市寿町16番41号            | 0570-022-848 |
| つだメンタルクリニック       | 津市広明町358番地 大橋ビル2F     | 222-7830     |
| 津久居皮ふ科クリニック       | 津市久居明神町2406番地1        | 271-7171     |
| 津泌尿器科皮フ科診療所       | 津市中央2番11号             | 228-2646     |
| 津ファミリークリニック       | 津市押加部町16番46号          | 273-5000     |
| 津老人保健施設アルカディア     | 津市乙部11番5号             | 227-6681     |
| 寺田医院              | 津市野田778番地1            | 237-3378     |
| 寺西胃腸科内科クリニック      | 津市野田36番地10            | 239-1777     |
| どうかい整形外科かわげ       | 津市河芸町西千里273番地1        | 244-1212     |
| 遠山病院              | 津市南新町17番22号           | 227-6171     |
| 介護老人保健施設トマト       | 津市殿村860番地2            | 237-5050     |
| 豊里クリニック           | 津市豊が丘二丁目46番3号         | 230-1120     |
| 内科MYクリニック         | 津市片田新町21番地1           | 237-2000     |
| なかい皮フ科クリニック       | 津市河芸町一色55番地1          | 244-2500     |
| 永井病院              | 津市西丸之内29番29号          | 228-5181     |
| なかせ内科胃腸科          | 津市一身田上津部田476番地1       | 233-6611     |
| 中村整形外科皮フ科         | 津市半田206番地1            | 269-5515     |
| なかむら耳鼻咽喉科         | 津市高野尾町1897番地75        | 253-8733     |
| 中本耳鼻咽喉科           | 津市河芸町東千里24番地          | 244-0277     |
| 中森内科              | 津市観音寺町799番地7 TTCビル 2F | 229-5725     |
| にし整形外科            | 津市垂水1256番地2           | 213-2424     |
| 花の道こてら整形外科クリニック   | 津市高野尾町1897番地74        | 271-8739     |
| ひおきクリニック          | 津市高茶屋小森町2596番地1       | 235-0886     |
| フェニックス健診クリニック     | 津市乙部5番3号              | 227-5605     |
| ふじおかクリニック         | 津市雲出本郷町1918番地         | 238-2222     |
| 藤田内科              | 津市乙部16番2号             | 225-9955     |
| ふじた耳鼻咽喉科          | 津市中央6番14号             | 228-3546     |
| 二神クリニック           | 津市高野尾町4956番地27        | 230-2221     |
| ベタニヤ内科神経内科クリニック   | 津市豊が丘五丁目47番7号         | 230-7373     |
| 前川内科              | 津市垂水1425番地            | 221-3700     |
| まきのクリニック          | 津市美里町足坂165番地2         | 279-5111     |
| 増井内科              | 津市長岡町800番地501         | 226-8555     |
| ますだクリニック          | 津市河芸町東千里259番地1        | 244-2515     |
| まつおか整形外科          | 津市幸町12番10号            | 221-2200     |
| まつお内科クリニック        | 津市河芸町一色60番地1          | 269-7201     |
| 丸岡医院              | 津市片田志袋町483番地          | 237-0013     |

|                       |                   |          |
|-----------------------|-------------------|----------|
| 丸の内在宅クリニック            | 津市西丸之内5番9号        | 271-7710 |
| 三重NKTクリニック            | 津市栗真中山町202番地      | 269-7337 |
| みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック | 津市高茶屋小森町向山1717番地4 | 269-6187 |
| 三重県立こころの医療センター        | 津市城山一丁目12番1号      | 235-2125 |
| 三重耳鼻咽喉科               | 津市観音寺町445番地15     | 228-0100 |
| みえ消化器内科               | 津市観音寺町799番地7      | 213-1001 |
| 三重大学医学部附属病院           | 津市江戸橋二丁目174番地     | 232-1111 |
| 三重津駅前つじうら胃腸肛門内視鏡クリニック | 津市羽所町345番地 第一ビル2F | 264-7775 |
| みえひふ科クリニック            | 津市高野尾町633番地61     | 230-8787 |
| 三重病院                  | 津市大里窪田町357番地      | 232-2531 |
| 水谷ヒフ科内科クリニック          | 津市安東町396番地4       | 223-4645 |
| 三井整形外科                | 津市雲出本郷町1400番地1    | 234-3838 |
| 緑の街医院                 | 津市長岡町3018番地3      | 213-5111 |
| むらしま整形外科              | 津市野田33番地3         | 237-0838 |
| もみの木整形外科              | 津市芸濃町椋本5069番地6    | 266-2700 |
| 森田内科クリニック             | 津市雲出本郷町1370番地1    | 234-3100 |
| やまかみ内科クリニック           | 津市河芸町中別保314番地1    | 245-0024 |
| やまぐちクリニック             | 津市垂水2797番地1       | 224-7777 |
| 山の手内科クリニック            | 津市一身田上津部田3086番地3  | 213-1024 |
| やまもと総合診療クリニック         | 津市丸之内21番20号       | 253-6311 |
| ゆうあいクリニック             | 津市雲出本郷町131番地83    | 234-3344 |
| ゆう心のクリニック             | 津市河芸町東千里155番地1    | 273-5651 |
| ゆたクリニック               | 津市修成町2番3号         | 227-4187 |
| ゆり形成内科整形              | 津市柳山津興3306番地      | 221-0500 |
| 吉田クリニック               | 津市栗真中山町79番地5      | 232-3001 |
| ルミナスクリニック             | 津市安濃町曾根833番地6     | 261-8778 |
| 介護老人保健施設ロマン           | 津市芸濃町椋本6176番地     | 265-6500 |
| 若葉病院                  | 津市南中央28番13号       | 227-0207 |
| 渡部クリニック               | 津市乙部5番3号          | 246-6771 |
| 天野医院                  | 津市久居西鷹跡町475番地3    | 259-2001 |
| 飯田医院                  | 津市一志町八太992番地      | 293-0026 |
| いぐち内科・消化器内科クリニック      | 津市久居新町2115番地8     | 255-1241 |
| 一志ささべクリニック            | 津市一志町高野229番地1     | 293-3725 |
| 井上内科病院                | 津市久居井戸山町759番地     | 256-6665 |
| いのもと医院                | 津市白山町南家城889番地5    | 262-3175 |
| 上野内科                  | 津市庄田町2090番地       | 254-0300 |
| 大北内科                  | 津市久居東鷹跡町82番地10    | 255-2077 |
| 奥田医院                  | 津市久居東鷹跡町261番地3    | 255-5264 |
| おくのクリニック              | 津市久居元町1709番地3     | 255-7766 |

|                |                        |          |
|----------------|------------------------|----------|
| 介護老人保健施設さくら苑   | 津市榎原町5630番地            | 252-2751 |
| 介護老人保健施設第二さくら苑 | 津市榎原町5599番地            | 252-3230 |
| きのこどもクリニック     | 津市久居藤ヶ丘町2598番地3        | 254-0707 |
| コスモスクリニック      | 津市一志町小山1434番地2         | 295-0005 |
| こやま内科消化器科      | 津市久居新町3006番地ポルタひさい2F   | 254-0001 |
| 榎原温泉病院         | 津市榎原町1033番地4           | 252-1111 |
| 榎原白鳳病院         | 津市榎原町5630番地            | 252-2300 |
| 榎原病院           | 津市榎原町777番地             | 252-0211 |
| 清水レディースクリニック   | 津市久居新町3006番地ポルタひさい1F   | 254-3500 |
| 芹の里老人保健施設      | 津市久居井戸山町759番地7         | 256-8180 |
| 白山内科           | 津市久居明神町2600番地          | 255-1200 |
| 関口整形外科         | 津市一志町井関117番地1          | 295-0707 |
| 洗心福祉会美杉クリニック   | 津市美杉町下之川5299番地1        | 276-7010 |
| 高岡医院           | 津市一志町田尻603番地           | 293-2255 |
| たけうち内科クリニック    | 津市久居野村町872番地2          | 264-7920 |
| 田中内科           | 津市久居新町867番地2           | 256-0700 |
| タナハシ医院         | 津市久居本町1388番地           | 255-2417 |
| 津市家庭医療クリニック    | 津市美杉町奥津929番地           | 274-0066 |
| 津市国民健康保険竹原診療所  | 津市美杉町竹原2777番地          | 262-3076 |
| 津田クリニック        | 津市久居新町3006番地ポルタひさい2・3F | 259-1212 |
| 津みなみクリニック      | 津市久居野村町600番地2          | 254-0777 |
| 刀根クリニック        | 津市香良洲町1875番地1          | 292-7007 |
| ながくら整形外科       | 津市戸木町7838番地1           | 254-0050 |
| 中浜胃腸科・外科       | 津市久居元町1870番地7          | 256-6856 |
| にしい耳鼻咽喉科クリニック  | 津市久居北口町570番地7          | 272-4187 |
| 西出医院           | 津市久居野村町600番地21         | 255-1115 |
| のむら小児科         | 津市久居井戸山町45番地5          | 254-1234 |
| はくさんクリニック      | 津市白山町二本木1139番地5        | 264-1234 |
| 英クリニック         | 津市久居明神町2090番地1         | 259-0808 |
| ひぐち整形外科クリニック   | 津市久居射場町33番地3           | 256-6100 |
| ひさい脳神経外科クリニック  | 津市久居明神町2336番地          | 253-2767 |
| 久居病院           | 津市戸木町5043番地            | 255-2986 |
| 日高クリニック        | 津市一志町田尻30番地10          | 293-6260 |
| 藤田医科大学七栗記念病院   | 津市大鳥町424番地1            | 252-1555 |
| 藤本内科           | 津市戸木町7860番地3           | 255-0585 |
| 前沢整形外科         | 津市久居相川町2112番地          | 255-5288 |
| まつしまクリニック      | 津市久居小野辺町1763番地5        | 255-8600 |
| 三重県立一志病院       | 津市白山町南家城616番地          | 262-0600 |
| みえ診療所          | 津市久居新町753番地2           | 254-4500 |
| 三重中央医療センター     | 津市久居明神町2158番地5         | 259-1211 |
| 三重レディースクリニック   | 津市久居野村町366番地1          | 256-4141 |

|                  |                |          |
|------------------|----------------|----------|
| みどりクリニック         | 津市久居野村町314番地13 | 254-3636 |
| やましろ小児科          | 津市久居中町254番地11  | 256-8855 |
| 山本クリニック          | 津市白山町川口49番地1   | 262-5175 |
| レディースクリニックNORIKO | 津市納所町686番地1    | 225-2235 |
| 老人保健施設つづじの里      | 津市白山町二本木1163番地 | 264-0111 |
| 老人保健施設万葉の里       | 津市一志町高野236番地5  | 295-1600 |

津市公告第52号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年4月3日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務委託名

モバイル端末機による遠隔通訳システム業務委託

### (2) 業務委託の概要

本市役所の窓口等に訪れた外国人の来庁者と本市職員が、受注者により設定されたタブレット端末を用い、三者で円滑なコミュニケーションをとりながら通訳を行う業務（詳細は、別紙仕様書参照）

### (3) 業務の履行期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで（11か月）

## 2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

### (2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

### (3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

### (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。）

### (5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

### (6) 令和2年度以降に受注した行政窓口でのモバイル端末機による遠隔通訳システム業務の履行実績があること。

ただし、委託契約の期間が11か月以上の業務であり、かつ、当該業務の応答率について、自社の運営するコールセンターでの応答率が6割以上であること。

## 3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページ当該入札

記事内【<https://www.info.city.tsu.mie.jp>】からダウンロードしてください。

#### 4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

##### (1) 質問書の提出期限等

###### ア 提出期限

令和7年4月7日（月）午後3時まで

###### イ 提出場所

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部市民交流課多文化共生担当

###### ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印がわかるよう第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

###### 《送信先》

電子メール 229-3252@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-227-8070

###### エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

##### (2) 質問に対する回答

###### ア 回答期日

令和7年4月10日（木）

###### イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

## 5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかつた者は、本件入札に参加することはできません。

### (1) 提出期限

令和7年4月16日（水）午後5時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

### (2) 提出場所

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部市民交流課多文化共生担当

### (3) 提出方法

提出方法については、原則として一般書留又は簡易書留としますが、当該期限までに間に合わない場合に限り、当課への持参を可とします。

また、郵送による提出の場合は当課へ到着確認を必ず行ってください。

### (4) 提出書類

提出書類は、次のアからクまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の省略をすることができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び当該業務委託契約書等（仕様書を

含む。) の写し。また、連続して 11か月以上の期間業務を受託した実績を証明するもの(完了確認書等)及び当該業務の応答率について、自社の運営するコールセンターでの各月の応答率及び年間の応答率の実績書類を添付してください。(コピー可)

エ 完納証明書(コピー可)

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、御相談ください。

(条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前 3か月以内に証明されたものに限ります。オ及びカについても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書(個人事業主にあってはその 3の 2、法人にあってはその 3の 3)

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。(新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届(写)」を添付してください。)

オ 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)

カ 印鑑証明書(コピー可)

キ 使用印鑑届(様式第 5号)

入札、見積及び契約について使用する印鑑が実印と異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものを作成してください。

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和 7 年 4 月 22 日(火)までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書(第 6 号様式)により通知します。(入札参加資格者には入札者確認票(第 7 号様式)、入札書(第 8 号様式)を同封します。)

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札及び開札

(1) 日時

令和7年4月24日（木）午後3時から

(2) 場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎 第41会議室（本庁舎4階）

(3) その他

入札前に入札者確認票（第7号様式）を提出し確認を受けてください。

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号または津市条件付一般競争入札参加者心得4のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができます。

10 その他注意事項

(1) 入札にあたっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合せ部分に3か所の封印をしてください。

入札金額は、初期設定費用及び令和7年5月1日から令和8年3月31日までの11か月分のシステム費用（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

(2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

(3) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合があり

ます（原則として2回）。

- (4) 本件入札に係る費用は、全て入札者の負担とします。
- (5) 天災その他やむ得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。なお、入札の中止等に至った場合においても見積りその他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (6) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。
- (7) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 〒514-8611 | 三重県津市西丸之内23番1号          |
|           | 市民部市民交流課多文化共生担当         |
| 電話番号      | 059-229-3102            |
| FAX       | 059-227-8070            |
| メールアドレス   | 229-3252@city.tsu.lg.jp |

津市公告第53号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年4月9日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

(1) 件名 令和7年度第1回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

| 物件番号 | 概要 |             |       |      |                       | 特記事項                    |
|------|----|-------------|-------|------|-----------------------|-------------------------|
|      | 区分 | 所在          | 地番    | 登記地目 | 登記地積                  |                         |
| 1    | 土地 | 津市安濃町清水字筑原  | 336番1 | 宅地   | 320.28 m <sup>2</sup> | 別紙①<br>物件調書のとおり<br>古家あり |
| 2    | 土地 | 津市白山町中ノ村字高戸 | 84番2  | 雑種地  | 40 m <sup>2</sup>     | 別紙②<br>物件調書のとおり         |
| 3    | 土地 | 津市白山町二本木字横町 | 289番6 | 宅地   | 266.07 m <sup>2</sup> | 別紙③<br>物件調書のとおり         |

(3) 各物件に関する特記事項

ア 別紙各「物件調書」（公有財産売買契約書の物件調書を含みます。）の内容と各物件の引渡し時の現地の状況に相違がある場合は、これらの物件調書の内容にかかわらず、現状有姿により引き渡します。

イ 本市は、別紙各「物件調書」に特別の記載がある場合を除いて、各物件における地中埋設物、土壤汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。物件の引渡し後に、地中埋設物、土壤汚染等が判明又は不具合等が発生した場合でも、本市は契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

ウ 各物件の土地の地積は、不動産登記の表示によるものとし、本市は、各物件に係る境界の明示責任を負いません。また、各物件の土地の不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、本市及び落札者は、売買代金の増減請求その他の請求を行わないこととします。

エ 別紙各「物件調書」に記載の事項のほか、売買物件に品質又は数量等に関してこの契約の内容に適合しないものが発見された場合であっても、

本市は売買物件の契約不適合責任を負いません。また、落札者は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、売買契約の解除及び損害賠償請求をすることができません。

## 2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (5) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者  
反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停

止等を受けている者

- (11) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (12) 日本語が理解できない者
- (13) 日本国内に住所及び連絡先がない者
- (14) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 入札参加仮申込手続

- ア 申込方法 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。
- イ 申込期間 令和7年4月14日（月）午後1時から同年5月1日（木）午後2時まで

#### (2) 入札参加申込手続（本申込）

- ア 申込方法 仮申込みを行った後、下記(3)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出するほか(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和7年5月13日（火）午後2時まで

#### (3) 必要書類

- |   |
|---|
| ア 津市公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書（以下「入札参加申込書」といいます。）   |
| イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）                               |
| ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）                                  |
| エ 市町村税完納証明書   |
| 完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書に該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。 |
| ① 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書   |
| ② 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書                                     |
| ③ 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書   |
| オ 誓約書   |

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

- ※ ア、オの書類は、津市ホームページからダウンロードし、若しくは入札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。
- ※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。
- ※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3箇月以内の原本に限ります。
- ※ 一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、行為能力制限者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

#### (4) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札しようとする物件ごとに、下記4において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和7年5月13日（火）午後2時までに納付してください。

※ 口座番号については、入札参加仮申込手続の後、登録アドレス宛てに電子メールでお知らせします。

※ 入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開序日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。ただし、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し確認を受けた時は、この限りではありません。

※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。なお、落札者においては、契約保証金に充当します。

※ 入札保証金には、利息は付しません。

#### 4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

| 物件番号 | 所 在                    | 予定価格<br>(最低入札価格) | 入札保証金の額    |
|------|------------------------|------------------|------------|
| 1    | 津市安濃町清水字筑原<br>336 番 1  | 1, 190, 000 円    | 130, 900 円 |
| 2    | 津市白山町中ノ村字高戸<br>84 番 2  | 196, 000 円       | 21, 600 円  |
| 3    | 津市白山町二本木字横町<br>289 番 6 | 990, 000 円       | 108, 900 円 |

#### 5 入札について

##### (1) 入札期間

令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 1 時から同月 27 日（火）午後 1 時まで

##### (2) 開札

令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 1 時以降に行います

##### (3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

##### (4) 入札をなかったものとする取扱い

2 の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

##### (5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することができます。

#### 6 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。
- (3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違

いなどの場合により、落札の決定が取り消された場合は、7の契約を締結することができません。

## 7 契約について

### (1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、契約を締結することになります。契約は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立します。

### (2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和7年6月16日（月）午後5時15分までに本市に提出してください。

#### ア 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行った上で、1部のみに収入印紙を貼付して、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

#### イ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書。なお、登録免許税額は下記のとおり

物件番号1 30,000円

物件番号2 1,900円

物件番号3 16,200円

## 8 契約保証金

(1) 落札者から提出された入札参加申込書に基づき、入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当するものとし、充当後、なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定する方法により令和7年6月10日（火）午後5時15分までに当該不足分の契約保証金を納付してください。

(2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。

(3) 落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和7年6月16日（月））までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

## 9 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、物件ごとの契

約書案（別紙④、⑤及び⑥）で確認してください。

- (1) 本市は、各物件の引渡しまでの危険負担を負いません。
- (2) 本市は、契約不適合責任（知りていません。）を負いません。
- (3) 各物件において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。
- (4) 各物件の所有権移転後、本物件について、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等が可能か否か、本市は承知していませんので、これらの行為の可否に関し、本市はその一切の責任を負いません。

#### 10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和7年6月26日（木）午後5時15分までに、本市の発行する納付書により納付しなければなりません。

#### 11 所有権の移転及び引渡し

物件の所有権の移転及び引渡しは、売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、同時に引き渡すものとします。

なお、所有権移転登記は本市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

#### 12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) その他契約に要する費用

#### 13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書並びに契約書案、売却システム、津市ホームページ記載の全ての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる

事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

(1) 物件に係る現地説明会等は開催しません。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認をしていただくこと。なお、物件の敷地等を隨時見ていただくことは可能です。

また、入札公告及び物件調書等の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

(2) 物件の所有権移転後、物件敷地内への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、落札者が関係機関と協議の上、関係法令に従い、落札者の負担により行うこと。

(3) 落札後の契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。

(4) 入札参加申込みに係る物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができる。

(5) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。

(6) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

#### 問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用担当・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

FAX 059-229-3444

津市公告第 54 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画を別紙のとおり変更しましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和 7 年 4 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 55 号

津市災害用移動式トイレ車両の納入業務に係るプロポーザルを実施するので、  
公告します。

令和 7 年 4 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 1 物品の概要

### (1) 物品名

移動式トイレ車両

※ 車両の形態は、次のⅠからⅢまでの3区分のうち、いずれか1つを選択するものとする。

| 区分 | 車両の形態              | 備 考                |
|----|--------------------|--------------------|
| Ⅰ  | トイレトレーラー単独型        | トイレトレーラー（けん引用車両なし） |
| Ⅱ  | けん引用車両・トイレトレーラー併用型 | トイレトレーラー及びけん引用車両   |
| Ⅲ  | トイレ・車両一体型          | トイレトラック            |

※ けん引用車両とはトイレトレーラーをけん引するための車両をいう。

### (2) 物品の内容

津市が新たに購入する移動式トイレ車両一式であり、その詳細は「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務仕様書」及び「車両別機能要件確認書」によるものとする。

### (3) 納入期限

令和8年3月20日（金）

## 2 実施形式

### (1) 募集方法

公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

### (2) 選定方法

事業者より提出された書類及びプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。

なお、提案範囲は「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務仕様書」のとおりとする。

## 3 提案上限額

提案上限額は、車両形態の各区分に応じた次のとおり（消費税及び地方消費税を含まない額）とする。

(単位：千円)

| 区分  | 車両の形態              | 提案上限額   |
|-----|--------------------|---------|
| I   | トイレトレーラー単独型        | 28, 223 |
| II  | けん引用車両・トイレトレーラー併用型 | 33, 170 |
| III | トイレ・車両一体型          |         |

ただし、上記の金額は契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、提案見積金額は、上記提案上限額を超えてはならない。提案見積金額が提案上限額を超えた場合は失格とする。

また、消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

#### 4 プロポーザル実施スケジュール

|                     |                                    |
|---------------------|------------------------------------|
| 実施の公告（実施要領等の公表）     | 令和7年 4月10日（木）                      |
| 実施要領等の公表・配布         | 令和7年 4月10日（木）から<br>令和7年 4月24日（木）まで |
| 質問書の提出期限            | 令和7年 4月17日（木）まで                    |
| 質問の回答予定日            | 令和7年 4月18日（金）                      |
| 参加表明書等提出期限          | 令和7年 4月24日（木）午後5時まで                |
| 参加資格審査結果通知          | 令和7年 4月25日（金）以降に通知                 |
| 企画提案書等提出期限          | 令和7年 5月 8日（木）午後5時まで                |
| 審査（プレゼンテーション及び質疑応答） | 令和7年 5月14日（水）                      |
| 企画提案書採用（不採用）通知      | 令和7年 5月16日（金）以降速やかに                |

#### 5 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定す

る一般競争入札の参会者の資格を有していること。

(2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

(3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(6) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状況が著しく不健全でないこと。

(7) 公告日以前に、国または地方公共団体に対して、移動式トイレ車両を納

入した実績があること。

## 6 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

## 7 契約の相手方の最優先候補者等の選定について

提案書は、津市災害用移動式トイレ車両の納入業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、評価項目ごとに委員の評価点を平均（小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。）した合計点（以下、「評価基準総合点」という。）の最も高い者を最優先候補者とする。ただし、評価基準総合点が、200点満点中120点に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しない。

## 8 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議等を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者と契約に至らなかった場合は、その者の最優先候補者としての決定を取り消し、次に高い評価基準総合点を得た参加事業者を新たに最優先候補者として取り扱う。

## 9 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務公募型プロポーザル実施要領」による。

### 【問い合わせ先】

津市危機管理部防災室

電話 059-229-3104

FAX 059-223-6247

津市公告第 56 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

令和 7 年 4 月 11 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 令和7年度市営住宅随時補充入居者募集

### 1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者  
ア 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）  
裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。
  - (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
    - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
    - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
    - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
  - (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
  - (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
  - (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある世帯
  - (オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金

の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

イ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者1人につき10万円（合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）

(ウ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円

(エ) 特定扶養親族1人につき25万円

(オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

(カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親1人につき35万円（所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

## 2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和7年4月21日（月）から令和8年3月31日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日、国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和7年12月29日から令和8年1月3日までを除きます。

## （2）申込方法

住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎6階）及び市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館1階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）第4条第2項又は第3項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

## 3 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和7年4月11日（金）から令和8年3月31日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び令和7年12月29日から令和8年1月3日までを除きます。

## 4 選考

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が募集戸数を上回った場合は、申込書の受付順に入居者を

決定します。

## 5 募集住宅及び戸数

- (1) ゼニヤマ団地 6戸 単身世帯可  
津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建  
2DKまたは3DK  
家賃 6,800円～29,000円
- (2) ゼニヤマ団地 3戸 単身世帯可  
津市神戸1893番地 プレキャストコンクリート4階建  
3DK  
家賃 9,700円～17,200円
- (3) 森団地 2戸 単身世帯可  
津市森町2134番地 簡易耐火2階建 2DK  
家賃 8,000円～13,600円
- (4) 藤水団地 1戸 車椅子使用者世帯向  
津市藤方2135番地 鉄筋コンクリート3階建 3DK  
家賃 21,000円～48,100円
- (5) 雲出 1戸 車椅子使用者単身向  
津市雲出長常町1026番地1 鉄筋コンクリート3階建 3DK  
家賃 21,300円～48,900円
- (6) 桃里団地A棟 1戸 車椅子使用者世帯向  
津市戸木町2191番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK  
家賃 18,700円～43,000円

家賃は、令和7年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、令和8年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

## 6 入居の時期

入居準備完了次第、随時となります。

津市公告第 57 号

津市営美杉住宅の補充入居者を津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例  
(平成 18 年津市条例第 216 号) 第 3 条第 1 項の規定により次のとおり公募  
します。

令和 7 年 4 月 11 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 令和7年度市営美杉住宅随時補充入居者募集

### 1 入居資格

市営美杉住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 当該住宅に入居することができる者であること。
- (2) 津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例216号）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者であること。
- (3) 市町村税等を滞納していない者であること。
- (4) 申込者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 施設の利用に関し、市が定めた事項を遵守できる者であること。

### 2 受付期間、受付時間及び申込方法

#### (1) 受付期間及び受付時間

令和7年4月21日（月）から令和8年3月31日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和7年12月29日から令和8年1月3日までを除きます。

#### (2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからウまでの書類を添付の上、市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館1階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

- ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書
- イ 市町村税の完納証明書
- ウ その他必要な書類

### 3 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和7年4月11日（金）から令和8年3月31日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和7年12月29日から令和8年1月3日までを除きます。

### 4 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以

下「入居適格者」といいます)を選考します。

入居適格者の数が募集戸数を上回った場合は、申込書の受付順に入居者を決定します。

5 募集住宅及び戸数

コミュニティ・瑞穂 1戸

津市美杉町太郎生 1939番地

木造かわらぶき 2階建 3LDK

家賃 32,000円

6 入居の時期

入居準備完了次第となります。

津市上下水道事業公告第3号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年4月1日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
令和7年度水施担第1-1号 片田浄水場かん速ろ過池洗浄業務委託
- (2) 業務委託の概要  
片田浄水場のかん速ろ過池（1号池～8号池）洗浄業務
- (3) 業務場所  
津市片田志袋町地内
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和8年3月31日まで

## 2 入札参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 本公告日において、津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に、「施設運営・管理（上水道設備）」又は、「機械設備保守点検（上水道設備）」を希望業種とし、本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者。
- (3) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止を受けていない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者のうち再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者
- (6) 官公庁等で発注され、過去10年間（平成27年度以降）に履行が完了した次の業務の履行実績を有する者

浄水場のかん速ろ過池（池の総合計面積4,200平方メートル以上）の人力による洗浄実績。（洗浄とは、ろ過砂の表層面を水平かつ均等に削り取ること。）

### 3 本件入札の参加申込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページ当該入札記事内からダウンロードしてください。

### 4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

#### (1) 質問書の提出期限等

##### ア 提出期限

令和7年4月7日（月）午後5時まで

##### イ 提出場所

〒514-0075 津市片田志袋町715-1

津市片田浄水場1階 上下水道事業局水道施設課浄水担当

##### ウ 提出方法

仕様書等に関する質問書に質問内容を記入の上、提出場所に持参又はFAX（FAX番号059-237-0078）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

##### エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。また、FAXの場合は電話での到着の確認を必ず行ってください。

#### (2) 質問に対する回答

##### ア 回答期日

令和7年4月9日（水）

##### イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

## 5 入札参加資格の確認等

本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかつた者は、本件入札に参加することはできません。

### (1) 提出期間

令和7年4月11日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

※この期限を過ぎて提出された申請書類は受理しません。

### (2) 提出場所

〒514-0075 津市片田志袋町715-1

津市片田浄水場1階 上下水道事業局水道施設課浄水担当

### (3) 提出方法

持参によることとし、その他の方法は認めません。

### (4) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 宣誓書

ウ 業務実績届出書及び添付書類（当該実績に係る業務委託契約書（業務内容が確認できる仕様書を含む。）及び業務の完了が確認できる書類）の写し

### (5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和7年4月15日（火）までに発送する条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第6号様式）により通知するものとします。

## 6 入札及び開札の日時場所

### (1) 日時

令和7年4月18日（金）午後1時30分

### (2) 場所

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階 入札室

## 7 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）の100分の10以上。ただし、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

## 8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第19号各号及び津市条件付一般競争入札参加者心得第4各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

## 9 その他の注意事項

- (1) 入札にあたっては、指定の入札書を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合せ部分に3箇所の封印をしてください。
- (2) 入札金額は、1号～6号池、7号・8号池の洗浄1回当たりの単価に予定数量を乗じて得た金額を内訳に記載し、すべてを合計した金額を入札書に記載する金額とすることとします。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めないものとします。

- (3) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。

課税事業者については、単価（税別）による契約とし、請求時において、契約単価より算出した金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

免税事業者については、単価に消費税及び地方消費税相当分として当該金額の100分の10を加算した金額を契約単価とし、請求時において、契約単価より算出した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

なお、落札は予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (4) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合があります。

- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。  
なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (7) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

担当課（問い合わせ先）

津市上下水道事業局水道施設課片田浄水場  
電話番号 059-237-0058  
FAX 059-237-0078

津市教育委員会告示第5号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和7年4月10日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和7年4月17日（木）午後3時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 人事異動について
- (2) 令和7年度学校運営協議会委員の任命（承認）について
- (3) 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- (4) 津市教育支援委員会委員の委嘱について
- (5) 令和7年度学校運営協議会委員の任命について
- (6) 第4回白山地域小学校の在り方検討委員会の開催結果について

津市選挙管理委員会告示第19号

令和7年3月16日執行の津市河内財産区議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出だったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、その要旨を別紙のとおり公表する。

令和7年4月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年3月16日執行 津市河内財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

906,400 円

3 報告書の要旨

|         |       |      |     |                            |
|---------|-------|------|-----|----------------------------|
| 候補者氏名   | 落合 成幸 | 所属党派 | 無所属 | 期間 3月11日から<br>3月16日まで 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 落合 成幸 |      |     |                            |

| 収入                | 支出     |
|-------------------|--------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | 人件費    |
| (職業)              | 家屋費    |
| (寄附額)             | 選挙事務所費 |
| 円                 | 集合会場費  |
|                   | 通信費    |
|                   | 交通費    |
|                   | 印刷費    |
|                   | 広告費    |
|                   | 文具費    |
|                   | 食糧費    |
|                   | 休泊費    |
|                   | 雜費     |
| その他の寄附<br>件       |        |
| その他の収入            |        |
| 今回計 0             | 今回計 0  |
| 前回計               | 前回計    |
| 総計 0              | 総計 0   |

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和7年3月18日 | 第1回報告分 |
|----------|-----------|--------|

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年3月16日執行 津市河内財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

906,400 円

3 報告書の要旨

|         |       |      |     |                            |
|---------|-------|------|-----|----------------------------|
| 候補者氏名   | 落合 公広 | 所属党派 | 無所属 | 期間 3月11日から<br>3月16日まで 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 落合 公広 |      |     |                            |

| 収入                | 支出     |
|-------------------|--------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | 人件費    |
| (職業)              | 家屋費    |
| (寄附額)             | 選挙事務所費 |
| 円                 | 集合会場費  |
|                   | 通信費    |
|                   | 交通費    |
|                   | 印刷費    |
|                   | 広告費    |
|                   | 文具費    |
|                   | 食糧費    |
|                   | 休泊費    |
|                   | 雜費     |
| その他の寄附<br>件       |        |
| その他の収入            |        |
| 今回計 0             | 今回計 0  |
| 前回計               | 前回計    |
| 総計 0              | 総計 0   |

報告書受理年月日

令和7年3月18日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年3月16日執行 津市河内財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

906,400 円

3 報告書の要旨

|         |       |      |     |                            |
|---------|-------|------|-----|----------------------------|
| 候補者氏名   | 廣田 淳次 | 所属党派 | 無所属 | 期間 3月11日から<br>3月16日まで 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 廣田 淳次 |      |     |                            |

| 収入                | 支出     |
|-------------------|--------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | 人件費    |
| (職業)              | 家屋費    |
| (寄附額)             | 選挙事務所費 |
| 円                 | 集合会場費  |
|                   | 通信費    |
|                   | 交通費    |
|                   | 印刷費    |
|                   | 広告費    |
|                   | 文具費    |
|                   | 食糧費    |
|                   | 休泊費    |
|                   | 雜費     |
| その他の寄附<br>件       |        |
| その他の収入            |        |
| 今回計 0             | 今回計 0  |
| 前回計               | 前回計    |
| 総計 0              | 総計 0   |

報告書受理年月日

令和7年3月18日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年3月16日執行 津市河内財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

906,400 円

3 報告書の要旨

|          |       |      |     |                            |
|----------|-------|------|-----|----------------------------|
| 候補者 氏名   | 落合 秀夫 | 所属党派 | 無所属 | 期間 3月11日から<br>3月16日まで 第1回分 |
| 出納責任者 氏名 | 落合 秀夫 |      |     |                            |

| 収入                | 支出     |
|-------------------|--------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | 人件費    |
| (職業)              | 家屋費    |
| (寄附額)             | 選挙事務所費 |
| 円                 | 集合会場費  |
|                   | 通信費    |
|                   | 交通費    |
|                   | 印刷費    |
|                   | 広告費    |
|                   | 文具費    |
|                   | 食糧費    |
|                   | 休泊費    |
|                   | 雜費     |
| その他の寄附<br>件       |        |
| その他の収入            |        |
| 今回計 0             | 今回計 0  |
| 前回計               | 前回計    |
| 総計 0              | 総計 0   |

報告書受理年月日

令和7年3月18日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年3月16日執行 津市河内財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

906,400 円

3 報告書の要旨

|         |        |      |     |                            |
|---------|--------|------|-----|----------------------------|
| 候補者氏名   | 落合 伊津男 | 所属党派 | 無所属 | 期間 3月11日から<br>3月16日まで 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 落合 伊津男 |      |     |                            |

| 収入                | 支出     |
|-------------------|--------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | 人件費    |
| (職業)              | 家屋費    |
| (寄附額)             | 選挙事務所費 |
| 円                 | 集合会場費  |
|                   | 通信費    |
|                   | 交通費    |
|                   | 印刷費    |
|                   | 広告費    |
|                   | 文具費    |
|                   | 食糧費    |
|                   | 休泊費    |
|                   | 雜費     |
| その他の寄附<br>件       |        |
| その他の収入            |        |
| 今回計 0             | 今回計 0  |
| 前回計               | 前回計    |
| 総計 0              | 総計 0   |

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和7年3月18日 | 第1回報告分 |
|----------|-----------|--------|

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年3月16日執行 津市河内財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

906,400 円

3 報告書の要旨

|          |      |      |     |                            |
|----------|------|------|-----|----------------------------|
| 候補者 氏名   | 落合 修 | 所属党派 | 無所属 | 期間 3月11日から<br>3月16日まで 第1回分 |
| 出納責任者 氏名 | 落合 修 |      |     |                            |

| 収入                | 支出     |
|-------------------|--------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | 人件費    |
| (職業)              | 家屋費    |
| (寄附額)             | 選挙事務所費 |
| 円                 | 集合会場費  |
|                   | 通信費    |
|                   | 交通費    |
|                   | 印刷費    |
|                   | 広告費    |
|                   | 文具費    |
|                   | 食糧費    |
|                   | 休泊費    |
|                   | 雜費     |
| その他の寄附<br>件       |        |
| その他の収入            |        |
| 今回計               | 今回計    |
| 0                 | 0      |
| 前回計               | 前回計    |
| 0                 | 0      |
| 総計                | 総計     |
| 0                 | 0      |

報告書受理年月日

令和7年3月18日

第1回報告分